

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和5年1月23日(2023.1.23)

【国際公開番号】WO2021/221121  
 【出願番号】特願2022-518130(P2022-518130)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/01(2006.01)

A 6 1 B 1/00(2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/01 5 1 4

A 6 1 B 1/00 6 5 2

A 6 1 B 1/00 6 3 2

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月10日(2022.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項19

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【請求項19】

前記第1多孔質部材及び前記第2多孔質部材は、長方形の外形を有し、  
 前記第1スリットのうち1本は前記第1多孔質部材の1辺と直交して配され、  
 前記第2スリットのうち1本は前記第2多孔質部材の1辺と直交して配され、  
 前記第1多孔質部材及び前記第2多孔質部材は、前記第1スリットに対して挿入方向と  
 平行な中心軸回りに180°回転させた位置に前記第2スリットが配された状態で開口部  
 に取り付けられる請求項18に記載のドレープアダプタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明のドレープアダプタは、流体抑制部材と、ドレープとを備える。流体抑制部材は、被検体に対し経口で内視鏡の挿入部を挿入する際、被検体の口にくわえられ、挿入部が挿通される管路を有する内視鏡用マウスピースに取り付けられる流体抑制部材であり、内視鏡用マウスピースが被検体の口にくわえられた場合、管路における、被検体の体外に位置する側の端に取り付けられる。ドレープは、流体抑制部材と一体に設けられ、被検体の少なくとも一部を覆う。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

第1多孔質部材に形成された第1スリットは3本であり、第2多孔質部材に形成された第2スリットは3本であることが好ましい。第1多孔質部材及び第2多孔質部材は、長方形の外形を有し、第1スリットのうち1本は第1多孔質部材の1辺と直交して配され、第2スリットのうち1本は第2多孔質部材の1辺と直交して配され、第1多孔質部材及び第

50

2 多孔質部材は、第 1 スリットに対して挿入方向と平行な中心軸回りに 180° 回転させた位置に第 2 スリットが配された状態で開口部に取り付けられることがさらに好ましい。流体抑制部材は、第 1 多孔質部材と第 2 多孔質部材とが積層された状態で一体に設けられていることが好ましい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本発明の内視鏡用マウスピースの廃棄処理方法は、内視鏡用マウスピースと、ドレープとを用いた内視鏡用マウスピースの処理方法であり、挿入部を被検体から抜去した後、ドレープとともに被検体の口から抜去して廃棄される。内視鏡用マウスピースは、被検体に対し経口で内視鏡の挿入部を挿入する際、被検体の口にくわえられる。ドレープは、内視鏡用マウスピースと別体で設けられ、被検体の少なくとも一部を覆う。

10

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

ドレープ 55 は、上記第 1 及び第 2 実施形態のドレープ 12 と同様に、厚みが小さく、四角形のシート状に形成されており、例えば、透明なビニールシートから形成されている。ドレープ 55 は、流体抑制部材 53 の外形に合わせた開口部 55A が形成されている。これにより、ドレープ 55 が流体抑制部材 53 を塞ぐことがないため、流体抑制部材 53 を通して、挿入部 3 を管路 19 に挿入することができる。なお、図 17 及び図 18 におけるドレープ 55 は、図示の都合上、開口部 55A の周囲（2点鎖線で囲む範囲）のみを切り取って図示しており、実際の大きさは、2点鎖線で囲む範囲よりも大きい。

20

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0082

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0082】

図 21 及び図 22 に示す変形例の流体抑制部材 70 では、第 1 多孔質部材 71 及び第 2 多孔質部材 72 にそれぞれ 3 本のスリットを設けたがこれに限らず、4 本以上のスリットを設けてもよい。なお、4 本以上のスリットを設けた場合も、これらのスリットは等角度間隔で配され、第 1 多孔質部材 71 及び第 2 多孔質部材 72 の中心で繋がる配置にすることが好ましい。

30

40

50